

| 平成27年陸別町議会9月定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|----------------------------------------------------|------------|-----------|-------------|----------|------|-------|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開会 | 平成27年9月8日 | 午前10時00分 | 議長 | 宮川 寛 | |
| | 散会 | 平成27年9月8日 | 午後01時45分 | 議長 | 宮川 寛 | |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| 出席 8人 | 1 | 中村佳代子 | ○ | 8 | 宮川 寛 | ○ |
| 欠席 0人 | 2 | 久保広幸 | ○ | | | |
| 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す | 3 | 多胡裕司 | ○ | | | |
| | 4 | 本田 学 | ○ | | | |
| | 5 | 山本厚一 | ○ | | | |
| | 6 | 渡辺三義 | ○ | | | |
| | 7 | 谷 郁 司 | ○ | | | |
| 会議録署名議員 | 本田 学 | | 山本厚一 | | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 吉田 功 | | | 主 査 吉田利之 | | |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名 | 町 長 | 野尻秀隆 | 教育委員長 | 石橋 勉 | | |
| | 監査委員 | 飯尾 清 | 農業委員長（議員兼職） | 多胡裕司 | | |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 副 町 長 | 佐々木敏治 | 会計管理者 | 芳賀 均 | | |
| | 総務課長 | 早坂政志 | 町民課長 | （芳賀 均） | | |
| | 産業振興課長 | 副島俊樹 | 建設課長 | 高橋 豊 | | |
| | 保健福祉センター次長 | 丹野景広 | 国保児童診療所事務長 | （丹野景広） | | |
| | 総務課参事 | 原田伸仁 | 総務課主幹 | 空井猛壽 | | |
| | 総務課主幹 | 高橋直人 | 総務課主幹 | 瀧澤 徹 | | |
| 教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 教 育 長 | 野下純一 | 教委次長 | 有田勝彦 | | |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 農委事務局長 | 棟方勝則 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|----------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | 議案第52号 | 公平委員会委員の選任について |
| 4 | 議案第53号 | 公平委員会委員の選任について |
| 5 | 議案第54号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 6 | 議案第55号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 7 | 議案第56号 | 教育委員会委員の任命について |
| 8 | 議案第57号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 9 | 議案第58号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 10 | 議案第59号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 11 | 議案第60号 | 陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例 |
| 12 | 議案第61号 | 陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 13 | 議案第62号 | 陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 14 | 議案第63号 | 陸別町消防団の設置等に関する条例 |
| 15 | 議案第64号 | 陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例 |
| 16 | 議案第65号 | 陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例 |
| 17 | 議案第66号 | 平成27年度陸別町一般会計補正予算（第4号） |
| 18 | 議案第67号 | 平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号） |
| 19 | 議案第68号 | 平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 20 | 議案第69号 | 平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成27年陸別町議会9月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 8月25日、第4回臨時会以降、本日までの行政報告ですが、お手元にお配りの書面のとおりでございますが、口頭で1件、農作物生育状況について御報告させていただきたいと思っております。

平成27年8月3日に実施した農業関係機関合同による作況調査及び平成27年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

気象の経過について、本年は4月から5月にかけて極端な干ばつとなり、作物の生育は全体的に停滞しました。6月以降は定期的な降水があり、生育は回復傾向にあります。

本年度の小麦の作付面積は187.18ヘクタールあり、品種は「きたほなみ」のほ

か、一部で「ゆめちから」も栽培されております。陸別町農協取り扱い分の44.59ヘクタール、これは「きたほなみ」なのですが、これについては8月4日で収穫が終了いたしました。10アール当たりの収量は10.17俵となりました。

サイレージ用トウモロコシは、好天により播種作業は順調に進みました。好天が続いたことで、全体的に出穂期などの生育ステージは1日から2日程度早く推移しています。しかし、干ばつの影響で、草丈は平年よりも低い状況にあります。

ビートの移植、直播の播種作業は好天に恵まれ順調に終了いたしました。一時期、降水量が少なく、特に移植のビートで生育が停滞しましたが、その後は生育が回復し、現在はやや良となっております。

牧草の収穫作業は、一番草、二番草、ともに好天に恵まれ、昨年よりも早く進行しました。しかし、干ばつ傾向にあったため、収量は圃場間で差が目立つ状況にあります。水もちのよい圃場は平年並みとなりました。

以上で、行政報告を終わります。なお、配布しています事業、業務、工事の発注状況一覧表につきましては、進捗率を記載しておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終了いたします。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告の申し出があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。書面の中から1点、御報告いたします。

8月30日、第48回町民スポーツレク大会を町民運動場にて、昨年と同じ12チームの参加によりまして開催をいたしました。大変天候にも恵まれ、8種目の競技に熱戦が繰り広げられ、大通りチームが接戦の末、21年ぶり2回目の優勝を果たしました。終了後、各チームにおかれましては祝勝会や慰労会などが開催され、地域の親睦と交流が深められたと思っております。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、4番本田議員、5番山本議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定の件

- 議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月4日に議会運営委員会を開催し、協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

- 3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成27年陸別町議会9月定例会の運営について、9月4日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において事前に町長から配付のありました案件は、平成26年度各会計決算認定を含め計25件であります。議会関係では、意見書案3件、一般質問5名、発議案3件及び委員会の閉会中の継続調査を予定しております。

本定例会の会期についてであります。決算認定にかかわる議案も含まれておりますので、資料準備期間等を鑑み、検討の結果、会期は、お手元に配付いたしました予定表のとおり、本日から9月18日までの11日間とし、9月11日から9月15日までの5日間は休会とすることに決定をいたしました。なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議を開くことも考えられますので、御理解をお願いいたします。

次に、一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの及び相互に関連性が高い議案について、特別の事情にある場合を除き一括とすることとし、固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件、消防団にかかわる条例の制定関係3件、平成27年度各会計補正予算の4件及び平成26年度各会計決算認定について7件をそれぞれ一括として説明を受けることとしました。このうち、消防団にかかわる条例の制定関係の3件につきましては、関連性が高いため、質疑も一括して行い、討論、採決は別々に行うこととし、その他の一括議案につきましては、質疑、討論、採決はそれぞれ議案ごとに行うことにしますので御了承をお願いいたします。

平成26年度各会計の決算認定についてであります。会期前半に議案説明から監査委員への質疑までを行った上で休会を設け、質疑、討論、採決は、第9日目の9月16日以降、各会計ごとに行う予定であります。決算認定にかかわる資料請求に関しては、本日の会議終了後、議員協議会において事務局より説明があります。

以上のおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月18日までの11日間とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月18日までとすることに決定しました。

次に、お諮りします。

議案審査等のため、9月11日から9月15日までの5日間は、特別の事情が生じない限り、休会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日から9月15日までの間は、休会することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第52号公平委員会委員の選任について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第52号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第52号公平委員会委員の選任についてですが、現委員のうち2名が平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の三好悟氏を、引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別基線314番地、生年月日は昭和25年1月16日生まれの満65歳です。三好氏は道立足寄高等学校卒業後、北海道簿記専修学校へ進学しております。三好氏は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、これまでの経験をぜひ生かしていただき、手腕を発揮していただくことが望ましいと考えております。三好氏は、平成19年から公平委員として現在2期目でございますが、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第52号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから、議案第52号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第52号は、同意することに決定しました。

次の議題に入る前に、暫時休憩し、地方自治法第117条の規定により、中村議員に退席してもらおうと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第53号公平委員会委員の選任について

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第53号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第53号について御説明申し上げます。

さきの議案同様、平成27年9月30日をもって任期満了となります公平委員会委員について、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の中村昇道氏を、引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別東1条2丁目11番地3、生年月日は昭和43年2月17日生まれの満47歳です。中村氏は道立帯広三条高等学校卒業後、北海学園大学へ進学しております。中村氏は温厚にして、人物、識見とも申し分のない方であり、人格も高潔であると考えております。中村氏は、平成23年から公平委員として現在1期目でございます。ぜひ御同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) これから、議案第53号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎日程第6 議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第54号及び日程第6 議案第55号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち2名が平成27年9月30日をもって任期満了となります。それで、議会の同意をいただき選任しようとするものでございます。

現委員の林恵子さんを引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別東3条2丁目2番地、生年月日は昭和25年1月19日生まれの満65歳です。

林さんは、道立本別高等学校を卒業後、家業の林豆腐店を手伝われ、昭和46年茂雄さんと結婚されました。家業の傍ら、御主人と寒冷地では初めてのカブトムシの養殖を手がけ、キャンプ施設を備えたかぶとの里として、観光客を受け入れる施設に成長させている方です。林さんは、人格、識見とも申し分のない方でありますので、どうか御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号について御説明申し上げます。

さきの議案同様、平成27年9月30日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員について、議会の同意をいただき選任しようとするものであります。

現委員の加藤雅英氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字トマム2番地273、生年月日は昭和36年1月24日生まれの満54歳です。

加藤氏は、道立本別高等学校を卒業、昭和55年3月に道立北見職業訓練校機械科を卒業後、北海道自動車短期大学自動車工業科へ進学しております。その後4年間、民間の会

社に勤務された後、陸別町に戻り、高栄自動車工業株式会社に入社し、平成8年には代表取締役役に就任、平成18年に加藤自動車工業を開業し、現在御活躍されている方です。加藤氏は、人格、識見とも申し分のない方でありますので、どうか御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第54号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今回の町長の説明で、この方の就任期というのかな、何期目なのか、ちょっと聞き漏らしてしまったのか、ちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

林恵子氏は、平成19年5月26日から平成27年9月30日まで、3期やられております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は、同意することに決定しました。

次に、議案第55号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほどの林さんと同じように、加藤さんについては何期なのか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

加藤雅英氏につきましては、平成25年10月1日からで1期、次は2期目に当たります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第55号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議題第56号教育委員会委員の任命について

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第56号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第56号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき任命しようとするものであります。

現委員の石橋勉氏を引き続き任命したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別原野分線7番地、生年月日は昭和24年2月11日生まれの満66歳です。

石橋氏は、道立帯広農業高等学校を卒業後、日本大学へ進学しております。石橋氏は現在、教育振興に積極的に取り組んでいただいております、これまでの豊富な経験をぜひ生かしていただき、手腕を発揮していただくことが望ましいと考えております。石橋氏は、昭和62年から教育委員として、現在7期目でございますが、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 質疑なしと認め、これで終わります。

討論を省略し、これから議案第56号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、北海道市町村総合事務組合から組合規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月8日提出。

今回の北海道市町村総合事務組合の規約の一部変更につきましては、本町が加入しております北海道市町村総合事務組合の構成団体の加入、脱退に伴いまして、規約の別表第1及び別表第2を改正する必要が生じたので協議するものであります。

まず、資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

こちら、まず右が現行、左が改正案。欄中、下線が引かれているものが今回の改正箇所となっております。また、表中、振興局名の隣に記載されています括弧につきましては、団体の加入数であります。

別表第1についてでありますけれども、石狩振興局欄の道央地区環境衛生組合及び渡島総合振興局欄の南渡島青少年指導センター組合につきましては、平成26年度末をもって解散したことによりまして脱退であります。十勝総合振興局欄の東十勝消防事務組合ほか3団体につきましては、消防の広域化に伴いまして、平成27年度末をもって解散するための脱退となります。それから、平成27年5月1日に新たに設立しましたとかち広域消防事務組合が加入するというものであります。

別表第2の1、非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務を共同処理する団体についてでありますけれども、解散する東十勝消防事務組合ほか3団体と、消防団事務のみが構成町に継承される池北三町行政事務組合が脱退し、消防の広域化に伴いまして、消防団の事務が継承される音更町ほか17町村が加入するというものであります。

新旧対照表の次のページになりますが、こちらは別表第2の9になります。

こちらは、非常勤の職員の公務上の災害などに対する補償に関する事務を共同処理する団体についてであります。別表第1で説明しました右側の現行の欄にあります道央地区環境衛生組合以下五つの組合の脱退と、左側改正案の欄に記載のとちち広域消防事務組合が加入するというものであります。

それでは、議案6ページを御参照ください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明をしましただけでありますので、条文の朗読につきましては省略をしまして、附則のみを読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）ですが、1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行するというものであります。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されていることから、今回議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第57号の説明とさせていただきますので、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第9 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更
について**

○議長(宮川 寛君) 日程第9 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてですが、北海道市町村職員退職手当組合から組合格約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、議案第58号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

平成27年9月8日提出。

本件につきましても、議案第57号と同様に、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の加入、脱退に伴いまして、規約の別表を改正する必要が生じたので協議をするというものであります。

それでは、資料ナンバー2の新旧対照表を御参照ください。

こちら、右が現行、左が変更案、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

こちらにつきましても、議案第57号の資料で説明した同じ団体につきましても、現行欄の下で下線の引かれた全部で6団体の脱退と、変更案の欄に記載がありますとかち広域消防事務組合の1団体が加入するというものであります。

それでは、議案8ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま申し上げたとおりであります。

条文の朗読は省略しまして、附則の説明とさせていただきます。

附則。

施行期日。

1、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の(十勝)の項の改正規定(「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。)は、平成28年4月1日から施行する。

規約の左横書き、2、変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は左横書きに改めるというものであります。こちらにつきましては、現行の当該の組合格約が縦書きでありました。したがって、今回の変更に合わせて横書きの規約に変更をしようとするものであります。以下、横書きにすることで必要な数字や表記の方法につきまして改めるということで記載をしておりますので御参照ください。

以上で、議案第58号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(宮川 寛君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第58号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

○議長(宮川 寛君) 日程第10 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてですが、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から組合格約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月8日提出。

本件につきましては、組合規約の文言整理と議案第57号、58号と同様に、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の加入、脱退に伴いまして、規約の別表第1を改正する必要が生じたので協議するというものであります。

資料ナンバー3の新旧対照表を御参照ください。

先ほどと同様、右側が現行で左側が改正案、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

第1条で文言の整理があります。第1条の下段になりますけれども、あわせて、地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整を図ることによって、本制度の健全なる運営を図ることを目的とするという一文につきまして、議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするというふうに変更するというものであります。

別表第1につきましては、資料で説明しました、先ほどまでの内容と同じ団体、現行欄の下段で下線を引かれました全部で6団体の脱退と、改正案の欄に記載のとちち広域消防事務組合の一団体が加入するという事で記載をしております。

それでは、議案の9ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明しましたとおりであります。

条文の朗読については省略をさせていただきます、附則の説明といたします。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第59号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第11 議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する
条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第11 議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてですが、町営住宅のうち、新町団地の建てかえによるM棟の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋豊建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

現在、新町2区で進められております新町団地内の建てかえによるM棟1棟2戸の供用開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

建設場所につきましては、資料ナンバー4を御参照してください。

位置図の中ほどにアルファベットのM棟と書かれているところの斜線を引いた箇所が建設場所になります。

それでは、10ページに戻っていただき、条文を先に読ませていただきます。

陸別町営住宅の設置条例の一部を次のように改正するであります。

別表第1中で、上段の表を下段の表に改めるものでございます。

改正する箇所でございますが、下段の表の一番下の行を新たに追加するものでございます。左側より順番に、まず最初に建設の所在地であります、西1線313番地9。次に、

右に移りまして、棟の番号であります、アルファベットのM。次に、建設戸数である、2。次に、建設年度であります、平成27年度。次に、住宅構造であります、木造平屋建て。次に、規模でございます、2LDK。次に、住戸番号の1と2。次に、床面積であります、66.24を追加するものでございます。このM棟の供用開始に伴い、1棟2戸が新たに追加になることによりまして、下段の表の一番上の行に移ります。陸別町字陸別の右隣になりますが、1棟ふえて15棟から16棟、次に、右隣にいきまして、新たに2戸がふえますので、48戸から50戸へ改正となります。

以上が改正内容であります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年11月6日から施行するであります。

以上、簡単でございますが、議案第60号の説明とさせていただきます、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第61号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第12 議案第61号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第61号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであり

ます。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第61号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

初めに、今回の改正の概要について御説明をさせていただきます。

平成25年5月31日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが公布されました。これ以降、この法律につきましては、番号利用法として説明をさせていただきます。御了承ください。

この番号利用法第31条では、地方公共団体においても保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保、開示、訂正、利用の停止、消去及び提出の停止を実施するために必要な措置を講ずることとされております。社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施に当たりまして、必要な事項を規定する必要が生じたので、今回改正しようとするものであります。

政令の定めるところによりまして、本年10月5日に番号利用法が施行されますことから、個人情報保護条例の一部を改正して対応することとなり、今回、定例会において提案しようとするものです。

なお、今回の改正に当たりましては、情報連携の一部で施行日が違う部分がありますことから、第1条と第2条の条立てにより規定をしておりますので、御承知をいただきたいと思ひます。

以後、資料により説明をしたいと思ひますので、議案説明書、資料ナンバー5の新旧対照表をごらんください。

5の1の上段、改正条例第1条から順次説明をさせていただきます。

それでは、上段第1条からです。第1条につきましては、番号利用法によりまして、利用の停止が追記されております。以上のことから同様に、今回陸別町の条例についても利用の停止等について追記をしたものであります。

次に、現行の欄の第2条第1項第3号についてであります。

独立行政法人等が国、地方公共団体とは別の法律で規定をされておりますことから、独立行政法人等についてを追記するものであります。以降、第18条、第45条でも同様に追加をされます。

同じく、第2条の改正後の欄の第2号をごらんください。

番号利用法におきましては、特定個人情報が定められておりますので、その定義についてこの第2号で追加しようとするものであります。この追加によりまして、現行の第2号以降を1号ずつ繰り下げております。

この特定個人情報なのですが、ざっくり説明をしますと、氏名、性別、生年月日、年

年齢、そのほか本籍、住所、職業、収入、写真などいろいろありますが、それらの個人情報に個人番号が含まれますと、特定個人情報と呼ぶようになります。ですから、個人情報とナンバーがくっつくと、特定個人情報というふうに呼ぶようになります。

続きまして、5の2を御参照ください。

第7条第1項の個人情報の収集につきましては、番号利用法第19条、第20条に定めるところによりまして、第7条の個人情報から特定個人情報を除く規定を置きまして、第7条の2において番号利用法に定められるとき以外の収集等を制限する特定個人情報の収集等の制限についてを追加するというものであります。

続きまして、第8条につきましても、番号利用法第19条、第20条に定めるところによりまして、個人情報から特定個人情報を除きまして、第9条の2特定個人情報の利用の制限、第9条の3特定個人情報の提供の制限を番号利用法に倣いまして、保有する特定個人情報の目的外利用については原則禁止としまして、例外を個人の生命、身体または財産を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるときと規定しまして、特定個人情報の外部提供につきましては、番号利用法第19条の場合に限定されるため、それらの規定を追加するものであります。

次、第10条につきましては、マイナンバー制度でオンライン結合が前提とされております。このことから特定個人情報を除く規定をここで追記するものであります。

第14条についてですが、マイナンバー制度では個人情報に関する本人参加を容易にするために、任意代理人による請求も認めております。特定個人情報の開示等の請求につきましても、任意代理人による請求も認めるように規定をしております。この条以降で法定代理人とあるのは、代理人と改正をしております。

次の第15条第1項第1号です。

開示請求等をしようとする者が法人である場合も想定されますことから、代理人が法人の場合の規定をこちらで追記しております。

次、資料5の4になります。

第18条につきましては、先ほど第2条で説明したとおりであります。

第22条につきましては、番号利用法におきまして、手数料を減免することができる旨の規定が追記されております。経済的困難者等に対し、何らかの配慮を行うことが番号利用法の趣旨でもありますことから、費用負担の減免についての規定を追加するというものであります。

資料5の5にあります第25条の規定につきましては、第15条で説明したものと同じであります。

続きまして、5の5にあります第27条の2についてであります。

番号利用法におきましては、情報提供等記録を訂正したときは、実施機関は必要に応じて総務大臣、情報紹介者、情報提供者に通知することが求められております。このことから、個人情報の提供先への通知に関する規定を追加しているものであります。

第29条第1項第1号につきましては、第15条で説明したとおりであります。

続きまして、資料5の6、第32条の2から第32条の7までの関係についてであります。番号利用法におきまして、特定個人情報が適法に収集されたものではないとき、特定された利用目的の範囲を超えて保有しているとき、目的外利用の禁止、制限に違反しているとき、収集、保管の制限に違反しているとき、違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき、提供の禁止、制限に違反しているとき、このようなどときには収集、目的外規定、または外部提供の停止の請求権についてを規定されていることから、利用停止の請求、その手続、義務、請求に係る決定等についての規定を同様に追加するものであります。

続きまして、資料5の8になります。

第34条第1項につきましては、第7条で説明したものと同内容であります。

資料5の9にあります第45条につきましても、第2条で説明したものと同内容であります。

改正条例第1条の施行日につきましては、番号利用法の施行日に合わせて、平成27年10月5日とするというものであります。

続きまして、議案集は14ページの上段になります。第2条についてを説明いたします。こちらにつきましては、資料ナンバー5の10の上段から左側、改正条例第2条による改正後というふうに書かれていますが、ここからの改正となります。第2条についてですが、番号利用法におきまして情報提供等記録が定められております。その定義につきましては、第3号として追加するものであります。情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、政令で定める期間、保存しなければならないという規定となっております。なお、この追加によりまして、現行の第3号以降を1号ずつ繰り下げております。

続きまして、資料ナンバー5の11をごらんください。

第27条の2の個人情報の提供先等への通知につきましては、番号利用法第19条、第23条の定めるところによりまして、第27条の2第2項に情報提供等記録に関する規定を設けるものとします。それによりまして、第27条の2第1項の個人情報から情報提供等記録を除くという規定を加えるというものであります。

第32条の2から第32条の7までにつきましても、第27条と同様に特定個人情報から情報提供等記録を除くという規定を加えるというものであります。

それでは、議案集の14ページの附則をごらんください。

条例改正第2条の情報提供等記録に関する部分につきましては、情報連携を開始する段階での施行となります。

附則。

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第5号に掲

げる規定の施行の日から施行するというものであります。ここでいう番号利用法の附則第1条第5号つきましては、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

以上、雑駁ではありますが、議案第61号の説明とさせていただきますので、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時18分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第61号の質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今回の条例は、平成18年に当町において保護条例を制定して、10年近くの間に関の個人情報等についての改正ということなのですけれども、これから10月から施行されるというマイナンバーのほうに話を持っていってしまうとかなり時間がかかるということなので、あえてこの保護条例に関しての質問をしてみたいと思うのですけれども、いわゆる個人個人の番号が今度割り振られるというか、決められるのですけれども、基本的には国で設定したものについて個人の要望なり何なりではなくて、割り当てられるということですから、一方的に数字が個人に通知されるというふうに聞いております。

そういう中で、問題はやはり名前とか、いわゆる日本語でいわれる氏名ですね、そういうものについてはかなり、同じ谷郁司でも書き方が違うというのがありますけれども、番号でいけばもうそれしかないという中で、個人が特定されるというか、簡単に言えば、僕の心配としては町民はそういう意味が十分わかっているのか、それと同時にわかった段階においても完全に個人の情報というか、その番号がセキュリティー的に守られるのかというのが非常に不安です。御存じのように昨今、年金の問題だってああいうふうに漏えいして、わかったときにはもう何万件だという状況が言われている状況で、これがどこまでそういうセキュリティーがされるのか、その辺の担保が、簡単に言えば保護される保証というか、そういうものがどこまでされて、そして最終的には機械が自動的に漏えいするのではなくて、ある特定の人間がそれの、いわゆる簡単に言えば番号に侵入してウイルスというのか何か、僕もよくわからないけれども、そういうことがされる段階における保護というか、安全神話というのかな、そういうものがどこまで確立されるのか。もし万が一、漏えいしたときに誰が責任をとって、それによって誰がそういう補償ということではないけれども、それなりの刑罰というのか何かがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいのです。もちろん条例を見ますと、審査委員会とかいろいろあります。そういう中で審議されるのかどうか。

それともう一つ、漏えいしてどうしても自分の場合が、番号があちこちに漏えいしてしまっただろうもないといったときに番号を変えることができるのか、個人的に申し出て。それから、される場合にはどういう手続とか、そういうものの動きについて、わかる範囲内で説明願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず、私のほうから庁舎内のセキュリティーの関係を説明させていただきますと思います。

当町のほうで加入しております北海道自治体情報システム協議会というところで、うちの電算関係が進められております。システムを組んでそれを使っているところなのですが、こちらにつきましては国の指示がありまして、セキュリティー対策の強化を図りなさいということになっております。うちのシステムを使う場合、札幌にありますデータサーバーを利用しているのですが、現在は基本となる住民票とかが入っているものと、もう一つはメールですとかインターネットに使う情報系のネットワーク、二つを使っています。これが今一緒になっているのですが、これを完全に分離するということになります。当町で職員が使う場合は、画面としては電算のシステムのほうとインターネットの両方を見れるのですが、サーバー上、入り口のところでもう既に分かれているという状況になります。なるということで、完全に外部からの侵入を阻止するということになります。

それからもう一つ、庁舎内にありますパソコンの中でUSBですとかカメラですとかいろいろな機器があるのですが、それらについても職員しか利用できないということになります。それと、登録された機械しか使えないというふうこれから制限がかかってくることとなります。これらについては、いずれにしても国等の指導に基づきまして、順次セキュリティーについては万全を期すということで進められておりますので御承知をいただきたいなと思います。

引き続き、町民課長のほうから説明をいたします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 私のほうから2点ほど説明を申し上げます。

番号が不正に利用される恐れがあるときに限り、新たに手続きを経て、新たな番号を生成し、交付されることになっております。それ以外につきましては、基本的には、大原則は今回通知される番号というのは、一生その番号で使っていただくということになっております。

それから、罰則の規定につきましては、番号法のほうで新たに罰則が規定されまして、その一部を紹介しますと、個人番号利用事務等に従事するものが正当な理由なく、特定個人情報ファイル、いわゆる番号がくっついた個人情報のことではありますが、その情報ファイルを提供した場合につきましては、4年以下の懲役、または200万円以下の罰金という制度が設けられました。

それから、例えば、もう一つは、個人番号利用事務等に従事する者が不正な利益を図る

目的で個人番号を提供したり、または盗用した場合、盗んだ場合ですね、こういった場合にも3年以下の懲役、または150万円以下の罰金が科せられることになっております。その他、細かい規定、罰金刑がございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） いろいろな今の情報化時代の中で、いかに安全というか、セキュリティを確立していても常に技術というのか、犯罪を犯す人間は巧みにそれを利用しようとする、技術が常に追いついていってやっているとすることを常に考えながら、最小限度でもそれを漏えいをしないように努力して欲しいと思うのですけれども、今の課長の説明の中で、どうしても自分が、もうこれだけ漏えいしていたら大変だということで番号を変える際における手続ということについては、やはり我々、与えられた番号を理解した上で、そういうこともできるということを周知してほしいなと思う面もあるのです。というのは、やっぱり絶対にゼロではないと思うのですよね、漏えいが。そういった中で、一生その番号がつきまわっていくという段階であるけれども、やっぱり一生を過ごす上での個人情報が耐えられないという思いについては、変えられるというそういう方法も何らかの形で住民にも知らせておいたほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員御指摘のとおりだというふうに思っています。

新聞報道でも、国民に対しての周知というのは、まだ低いということが出ていましたので、当町としても町広報誌4月号から9月号までマイナンバーについて制度のお知らせをしていますけれども、今言われたようなことも含めて、今後とも町広報誌などを通じて町民の皆様にはお知らせをしていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第61号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 6 2 号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する
条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 3 議案第 6 2 号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 6 2 号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条及び第 1 7 条の規定に基づく通知カード及び個人番号カードの再発行に要する手数料の徴収を行うため、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に基づき、住民基本台帳カードの発行が終了するため、所定の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から議案第 6 2 号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を説明いたします。議案集の 1 5 ページをごらんください。

今回の改正では、施行日の違う改正を一度に改正することから、第 1 条と第 2 条の条立てにより規定しております。まず先に改正条文の第 1 条を読み上げます。

陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

第 1 条、陸別町手数料徴収条例（平成 1 2 年陸別町条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中、第 1 3 項から第 3 6 項まで 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。第 1 3 項、通知カード再交付手数料、1 枚につき 5 0 0 円であります。

ここから、資料の新旧対照表で説明いたしますので、お手元の議案説明資料のナンバー 6 の 1 から 6 の 2 をごらんいただきたいと思います。

これが、ただいま読み上げました第 1 条を説明する新旧対照表になります。右側の列の旧が現行で、左側の新の列が改正後の内容となっており、下線で示している部分を改正するというものであります。まず、右側の現行の第 1 3 項から第 3 6 項までを 1 項ずつ繰り下げます。一つ例を申し上げますと、右側の現行第 1 3 項の広域交付による住民票の写しに関する証明事務を左側の改正後は第 1 4 項として、以下についても 1 項ずつ繰り下げます。そのことによって空いた第 1 2 項の次のスペースに、第 1 3 項として新しく通知カード再交付手数料を加え、その金額を 1 枚につき 5 0 0 円とするものであります。

それでは、再び議案集 1 5 ページをごらんいただきたいと思います。

第2条を読み上げます。

第2条、陸別町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、第12項を次のように改める。第12項、個人番号カード再交付手数料、1枚につき800円であります。

再びお手元の新旧対照表で説明いたしますので、説明資料のナンバー6の3をごらんいただきたいと思います。

これが、ただいま読み上げました第2条を説明する新旧対照表になります。表右側の現行第12項の住民基本台帳カード交付手数料1枚につき500円を、表左側改正後、個人番号カード再交付手数料1枚につき800円とするものであります。恐縮ですが、再度、議案集15ページをごらんください。

附則を読み上げます。

附則。

この条例中、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するであります。つまり、繰り返しの説明で恐縮であります。10月5日から通知カード再交付手数料の規定を新たに加え、年明け1月1日からは住民基本台帳カードの交付手数料の規定をなくし、個人番号カード再交付手数料の規定を新たに加えるという改正内容であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

失礼しました。

説明を加えさせていただきます。

1月1日以降からは、住民基本台帳カードについては発行しないということになります。ただし、現在、住民基本台帳カードをお持ちの方につきましては、交付された日から10年間は期限がありますので、その間は使えるということでもありますので、つけ加えたいと思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第62号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号陸別町消防団の設置等に関する条例

◎日程第15 議案第64号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

◎日程第16 議案第65号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第14 議案第63号陸別町消防団の設置等に関する条例、日程第15 議案第64号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例及び日程第16 議案第65号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第63号陸別町消防団の設置等に関する条例、続きまして、議案第64号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例、続きまして議案第65号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例についてですが、平成28年4月1日より、十勝における常備消防の広域化に伴い、池北三町行政事務組合の所管する消防団の事務について、各構成町が継承することとなったことから、所要の制定を行おうとするものであります。

以上、議案第63号から議案第65号まで、3件を一括提案いたします。

内容につきましては、前段副町長から概要等につきまして御説明を申し上げ、各議案につきましては総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、私のほうから前段に議案第63号から第65号までの3件について、概要などについて説明を申し上げたいと思います。

提案理由にありました、来年、28年4月1日から常備消防、つまり陸別消防署の業務につきましては、池北三町行政事務組合からとかち広域消防事務組合、略称としてはとかち広域消防局に組織が再編化になります。

そんなことによって、消防団業務につきましては、来年の4月1日からは各構成町、つまり陸別町、足寄町、本別町の条例によって消防団活動を位置づけするということになります。

今、組合にありますこの三つの条例でありますけれども、例えば、議案第63号でいき

ますと、陸別町消防団の設置等に関する条例であります。これは、三つの議案についても同様であります。

議案第63号から第65号の議案につきましては、3町とも、陸別町、足寄町、本別町とも同じ内容によりまして、今回開催の9月定例会に提案をするということで、3町も同一步調をとっているところであります。したがって、足寄町消防団条例ですとか、本別町消防団条例というぐあいに、そのように自治体名だけを各町に合わせて条例の名前、あるいは条文については、組合時代からの条文と何ら変わりません。

あわせて5月21日に池北三町行政事務組合の本部におきまして、消防長、それから各3町の消防団長、消防署長、消防課長、町の担当課長の会議が開催されまして、その中では今の組合での消防団関係については、3町の消防団団長3名とも現状で活動ですとか、制度、その内容、金額などについては、そのまま継続してほしいということもございます。あわせて、今後とも、来年4月以降も3町、消防団連携を図りながら合同の消防演習ですとか、お互いに消防団の演習を視察するですとか、そういう今までやってきていることも連携してやっていこうと、そういったことも確認をしているところであります。

なお、繰り返しになりますけれども、その後、5月21日の会議以降、足寄町、本別町、陸別町の町の担当課長、あるいは消防長含めてこの条例の精査をしながら、3町足並みをそろえて現在の組合のこの三つの条例については同じ内容で今回提案しているということになっておりますので、前段御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、ただいま副町長が申し上げたことを前提にして、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思っております。

議案第63号から第65号の3件につきましては、提案の理由にありますとおり、十勝における常備消防の広域化に伴いまして、池北三町行政事務組合の所管する消防団の事務について、28年4月1日から継承するということとなりますので、所要の制定を行おうというものであります。したがって、現行の池北三町行政事務組合の条例と新たに制定しようとする陸別町の条例案につきましては、比較したものを説明資料として添付をしておりますので、御参照いただきたいと思います。なお、基本的な部分として池北三町行政事務組合が陸別町に、それから管理者、組合管理者というところは町長というふうに変わっておりますので、あらかじめ御承知いただきたいと思います。

それでは、議案第63号から説明をさせていただきます。

議案集は16ページをごらんください。

議案説明書はナンバー7になります。両方あわせてごらんをいただきたいと思います。

議案第63号陸別町消防団の設置に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、消防組織法第18条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

消防団の設置、名称及び区域。

第2条、本町に消防団を設置する。

2、前項の消防団の名称及び区域は次のとおりとする。

名称、陸別消防団。区域、陸別町全域。なお、条文にあります消防組織法第18条第1項につきましては、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めると規定されておりますことから、本条例を定めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上、議案第63号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号について説明をいたします。

議案集は17ページからをごらんください。

議案説明書はナンバー8になりますので、こちらをあわせて御参照ください。

議案第64号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例。

第1条のこの条例の趣旨についてであります。消防組織法第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、陸別町非常勤の消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他について定めるというものであります。

消防組織法第19条第2項は、消防団の定員について、第23条第1項では、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他の身分の取り扱いに関して、いずれも条例により定めると規定をされております。

第2条は、消防団員の定員で、56人に定めるというものであります。これは、これまでと同人数としております。

第3条では、任用についてを定めております。消防団長は消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は団長が、次の第1号から第3号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命すると定めております。

第4条は、欠格事項を定めるもので、団員となることができない者を次の第1号から第4号のとおり定めるというものであります。

第5条第1項では、任命権者は、団員が次の第1号から第4号に該当した場合、団員の降任、または免職することができるという規定であります。

第5条の第2項であります。団員がその身分を失う場合を定めるものです。こちらも第1号と第2号で規定をしております。

第6条第1項では、任命権者は、団員が次の第1号から第3号のいずれかに該当する場合に懲戒処分として戒告、停職、または免職の処分をすることができるものと定めるものであります。

第6条の第2項では、第1項による停職については、一月以内の期間を定めて行うとい

うものであります。

第7条の分限及び懲戒に関する処分の手続につきましては、一般職の職員の例により行うものといたします。

第8条から第11条までにつきましては、団員のサービスの規定についてを定めるものであります。

第12条につきましては、団員には別表1に定める報酬を支給するというものです。別表にありますとおり、団長の8万6,000円から団員の3万円まで、現行の額に変更はありません。

第13条では、団員の費用弁償について定めるものであります。第1項の別表2の金額は現行と変わっておりません。第2項、第3項につきましては、今回当町の条例から引用する条文に変更しておりますが、いずれも支給額について変更はございません。

第14条、団員に被服を給与、または貸与する。その品目、使用期間については町長が別に定めるというふうに定めるものであります。

第15条は、退職報奨金に関する定めであります。団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報奨金を支給する。第2項としまして、退職報奨金の支給に関し、必要な事項は別に条例で定めるというものであります。本件につきましては、支給することを定め、実際の支給に関する事項についてを議案第65号で定めるというものであります。

最後に委任としまして、第16条でこの条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第65号について説明をいたします。

議案集は22ページをごらんください。

また、議案説明書はナンバー9をあわせて御参照ください。

議案第65号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例。

第1条のこの条例の設置及び目的は、郷土愛護の精神に基づき永年にわたり非常勤消防団員として、陸別消防団内の防災活動に従事し、退職した場合においてその功労に報いるため、その者（死亡による退職の場合はその者の遺族）に退職報奨金を支給するというものであります。

第2条の退職報奨金の支給額につきましては、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤続年数、勤務成績及び貢献度等を勘案し、1万6,000円に勤務年数を乗じて得た額を超えない範囲内におきまして規則で定めるというものであります。この退職報奨金につきましては、これまでも統一された計算式によりまして、支給額は積算しております。その最大となる額が、年1万6,000円となりますことから、現行の行

政事務組合の条文から今回の条文に改めているものであります。なお、審査委員会についてでありますけれども、退職報奨金の支給額は全て計算式により積算をされますことから、積算の確認をしっかりと行えば、審査委員会がなくても支障がないと判断をして、今回審査委員会の諮問については継承しないこととして削除しております。

第3条の第1項及び第2項につきましては、いずれも退職報奨金の支給に反映する勤務年数の定義及び計算についてを定めたものであります。

第4条につきましては、退職報奨金の支給を受けることができる消防団員の遺族を第1号、または第2号に掲げる者と定めるものであります。

第5条では、退職報奨金を支給しない者を第1号から第5号で定めております。第6条としまして、退職報奨金は消防団員が退職したときに支給する。ただし、特別の事情があるときはこれによらないことができるとしています。この特別の事情というのは、定年前に死亡された方等を想定しております。

委任としまして、第7条、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則としまして、施行期日。

1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行日の前日において、池北三町行政事務組合陸別消防団員であった者で、引き続き本町の消防団員となる者の勤務年数は、池北三町行政事務組合消防団員として勤務した年数を陸別町消防団として勤務した年数とみなすというものであります。

以上で議案第65号についての説明とさせていただきます。

以上、雑駁ではありますが、議案第63号から第65号までの3件の条例の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 念のため申し上げます。

ただいま、説明のありました議案第63号から議案第65号までの3件は、議会運営委員会において関連性が極めて高いという判断から、質疑も一括して行うことが決定されております。

これから、議案第63号から議案第65号までの質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号をつけてください。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 議題外のような話になるかもしれませんので、ちょっと御了承願います。

日ごろ、住民町民の生命財産を守っていただいております消防署員、あるいは団員の皆さんに本当に心から感謝申し上げます。私はこの条例で、今回十勝広域になったついでに女性団員というのをきちんと確立したほうがいいのではないかという質問をしたいと思う

のですけれども、今回十勝広域ですから、全般的にそういう女性に限ってというか、そういう意味をしているというか、ほかの消防団員の町村があるのかどうか。あれば何町村ぐらいあるのかを説明してほしいのと、それから、女性団員を確立することによって、家庭的な、やっぱり火を取り扱うのが女性だと思うので、いわゆる日ごろの火を取り扱う、そういうものについての研さんというのですか、研修というのですか、十勝全域ですから、そういう団員を中心とした研修なんかをより多く効率的に行うことによって、予消防の解決につながるのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 谷議員に申し上げますが、これはちょっと一般質問でもできる問題なので、本議案からは外れると思いますが。

○7番（谷 郁司君） 議長がそのように計らうのであれば。

○議長（宮川 寛君） そうしてください。

ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、質問をいたします。

28年4月1日より、十勝圏における広域消防ということで、池北三町行政事務組合から陸別の条例案ができたということなのですが、例えば、陸別消防団の区域が大誉地まで担当になると説明を受けております。それで、先般、足寄町では足寄町の消防団の条例ができたと思うわけなのですが、そこら辺の対応を、大誉地消防第2分団の対応と陸別消防の対応ですとか、そこら辺の話がなされているのか。例えば、条例化されると、このような形でしか活動できないと思うのですよね。そこら辺が今後どういう形になっていくのか。火災だよとあって、十勝から陸別に通報が入るわけなのですが、仮に大誉地で火災があった場合にどういう対応になるのか。そこら辺もし、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 本来は、消防団はその居住区内の団活動ということで、来年の3月までは池北三町行政事務組合ということだったものですから今までは可能だったと、来年4月からは各自治体の条例でその活動範囲というのは自治体内に限られるよということになっています。今、御指摘のありました大誉地、トラリ方面での在住者の方5名については、足寄町の消防団の、今言った第2分団に入っています。今回、足寄町で議会に条例を提案しておりまして、今、議員御指摘のとおり、議決されたということなのですが、足寄町の条例に、ただし町長が認めた場合ということの一字句を入れているはず。それによって、今までどおり足寄町のほうで活動ができると。

それと、もう一つは、足寄町と協議しているのは、来年の3月までに足寄町と陸別町で消防団の火災関係を含めた相互支援協定を結ぼうと、そういうことによって、お互いにそういう地域の境についての相互協定を結ぶことによって柔軟な対応ができるという、そう

いったことを今、足寄町とも話を進めているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号陸別町消防団の設置等に関する条例の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第63号陸別町消防団の設置等に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第64号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第65号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第66号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第4号）

◎日程第18 議案第67号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第19 議案第68号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第20 議案第69号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川 寛君） 日程第17 議案第66号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第4号）から日程第20 議案第69号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）まで4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第66号から第69号までの補正予算案の提案説明前に、まずおわびを申し上げなければなりません。議案第66号平成27年度陸別町一般会計補正予算案（第4号）につきまして、平成26年度の未払い2件にかかわる補正予算を計上しております。原因は、出納閉鎖期間5月31日までの歳出伝票の支出事務の失念であります。事務を担当している職員には口頭により注意したところであります。今後、このようなことが発生しないよう、事務処理におけるチェック体制の徹底について指示したところであります。御迷惑をかけた町民の皆様、町議会に対し、深くおわびを申し上げます。

それでは、議案第66号から御説明申し上げます。

議案第66号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,613万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第67号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,311万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第68号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,000万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,166万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第69号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,226万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億299万6,000円とするものであります。

以上、議案第66号から議案第69号まで4件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第66号から第69号まで一括して説明をさせていただきます。

議案第66号平成27年度陸別町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、歳出、事項別明細書、8ページをお開きください。

8ページ、歳出です。

1款議会費1項議会費1目議会費9節旅費11万1,000円。費用弁償8万9,000円、普通旅費2万2,000円。12節役務費、手数料、講習手数料3万円。これは10人分であります。それから、14節使用料及び賃借料、車両借上料ですが、これはバスの借り上げ料になります。22万9,000円。この9節から14節までにつきましては、議会の10月1日から2日の道内視察に係る経費を計上しております。あわせて、次の一般管理費の中でも12節役務費で講習手数料9,000円、3人分を計上しております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節役務費。手数料は今、説明したとおりであります。通信運搬費6万8,000円。これは来年4月からの消防団業務の事務に係る電算システム、町と消防署間とのネットワーク化による通信運搬費であります。13節委託料20万4,000円。電算用通信機器設置設定でありますけれども、これも12節の通信運搬費と同様、消防団事務に係る電算システムの町と消防署間とのネットワーク化に係る機器の設置委託料であります。

次のページ、9ページになります。

18節備品購入費、事務用備品134万2,000円。これは、マイナンバー制度にお

ける既存の統合端末機用のタッチパネル1台7万円。それから、中間サーバー管理端末機2台。これは、町長部局1台と教育委員会事務局1台の合わせて2台、63万9,000円です。それから、統合端末機1台63万3,000円。これは、保健福祉センターのほうの設置になります。

19節負担金補助及び交付金511万9,000円。情報システム協議会への負担金でありますけれども、これは先ほど個人情報保護条例の一部改正などで議論がありましたけれども、マイナンバー制度におけるセキュリティー対策構築及びその管理運用の負担金となります。

5目財産管理費13節委託料21万6,000円。福祉館等の整備でありまして、実は、旧ちほく高原鉄道社宅の貸し付け住宅の1戸でボイラーが故障して、支障を来してもう21年経過をしているということで、部品がないということで、そのボイラー設置に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料47万5,000円。除排雪用車両等借上料47万5,000円。これは、先ほど町長が冒頭に申し上げさせていただきました26年度の未払いに係る分の予算計上であります。ちなみに、26年度分については、既に既定予算の中で今年度支出しておりますので、今年度分に不足を来すということでの計上になります。

25節積立金769万4,000円。ふるさと整備基金、これは寄附1件5万円であります。これは、歳入でも出てきます。それから、いきいき産業支援基金積立金763万4,000円。この内訳としては、まず37頭分の優良家畜の貸し付けに係る繰り上げ償還分です。これが1,008万6,000円。約定償還確定による減額245万2,000円。この差し引き763万4,000円の基金積み立てとなります。それから、地域福祉基金積立金1万円。これは寄附1件です。これも歳入で出てきます。

9目の交通安全対策費、1節報酬30万2,000円。これは、交通指導員の報酬でありますけれども、これも先ほどおわび申し上げました26年度下半期分交通指導員10名分の報酬の未払いがありまして、既定予算の中で支出したために今年度分の計上となります。

それから、11目交流センター管理費11節需用費31万2,000円。これは修繕料ですけれども、これは交流センターの中にある資料館の駅ホーム側のガラスが1枚割れているのが発見されました。それに係る修繕料が20万円あります。それと、もう一つは駅交流センターの正面の入っていったところの電灯といいますか、それと1階に自動販売機がありますけれども、あそこのフロアー1角、トイレも含めてなのですけれども、もう既に築年数が相当経っておりまして、今使われている電球が製造されていないということで、今回LED化しようということで、その18灯分11万2,000円となります。

次、10ページになります。

2款総務費5項統計調査費1目の指定統計調査費1節の報酬、調査員報酬17万5,000円の減額、13節委託料12万円の追加、14節使用料及び賃借料1万円の追加であ

りますが、これは10月1日に国勢調査がございますが、予算の調整がございます。まず、報酬について、17万5,000円の減額につきましては、国勢調査に係る指導員、当初5名を見ておりましたが、4名ということで1名分の減。それから、調査員ですが、39名見ておりましたが、36名ということで、マイナス3名分、合わせて減額17万5,000円です。それと、委託料で12万円の増。これは、事業所に調査を委託するということになります。14節使用料及び賃借料1万円。これは、住宅地図の複製使用料となります。

それから、3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会の補助金48万3,000円ですが、これは6月の一般質問に出ておりましたが、人工透析で通院されている、足寄の町立病院に通院されている方が4名いらっしゃいますけれども、そのうち1名の方が通院中に愛冠のところで交通事故に遭われまして、今、長期入院中であります。したがって、今3名の方が通院しておりますけれども、その人方にかかわる助成をしようということで、一人当たり週3回足寄町立病院のほうに今、通院となります。したがって、その利用料につきましては、一人当たり往復800円を負担していただいて、週3回を送迎するという内容であります。社会福祉協議会の48万3,000円は、その3名の通院に係る、移送サービスに係る補助金ということになります。時期としては、11月の末から12月上旬ぐらいには実施できるということで、それらについては社協とも協議をしているところであります。

23節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金35万5,000円であります。これは、26年度分の国、道などの補助金の精算に係る返還でありまして、自立支援給付費等補助金、国に対して32万3,417円、北海道に対して2万8,962円。障害児施設措置費給付費等負担金ですけれども、北海道に1,723円、合わせて35万4,102円の予算となります。それから、28節繰出金241万3,000円は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金となります。

それから、11ページ、2目老人福祉費23節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金5万3,000円です。これは、26年度の事業の確定に伴いまして、補助金が多く交付されたということで、その分を返還するものでありますけれども、認知症施策等総合支援事業ということで、これは市民後見人推進事業であります。その補助金の返還金5万3,000円となります。

それから、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費11節需用費、消耗品4,000円。これは、特別児童扶養手当支給に係る消耗品であります。当初、一人を計上しておりましたが、3名ということで、2名の追加に伴う補正となります。

それから、7款商工費1項商工費2目の商工振興費19節負担金補助及び交付金、商工振興事業92万5,000円ですが、実は、これはプレミアム商品券の追加であります。実は、北海道から追加配分ということで来まして、商工会と協議をする中で飲食店専用のプレミアム商品券ということに協議が整いました。したがって、プレミアム率は2

5%でありますけれども、北海道からは300セット分、町が20セット分上乗せをしております。したがって、北海道からは補助金87万3,000円が入ってきます。それで、320セットで400万円の商品券の発行ということになります。

8款土木費2項道路橋りょう費4目の道路新設改良費、13節委託料83万7,000円。測量試験費ですが、これは町道東1条仲通り、これは28年度に歩道整備をする予定ですが、その測量試験費であります。箇所図は資料ナンバー10をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

12ページになります。

8款土木費4項住宅費2目の住宅建設費13節委託料、測量試験費14万6,000円ですが、これは公営住宅の関係ですが、新町団地M等1棟2戸の気密試験を実施したいということでありまして、木造住宅の気密性の度合いの調査をしまして、そのデータの数値が高ければ補助金の上乗せがあるという制度がございますので、その調査を今回、試験的に実施したいということでありまして。

8款土木費5項下水道費1目の下水道費28節繰出金136万5,000円の減額。これは、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額となります。

9款消防費1項消防費1目消防費19節の負担金補助及び交付金103万7,000円。これは、とちぎ広域消防事務組合への負担金でありまして、まず個別経費と共通経費がございますが、個別経費につきましては陸別消防署分にかかわる分が61万2,000円。これは被服関係ですとかの購入の関係。共通経費42万5,000円は、管内全市町村分に係る、本部も含めてですが、事務用品ですとか、財務会計システムですとか、パンフレット関係。共通経費42万5,000円の負担率につきましては、均等割が20%、人口割が80%となっております。

次、13ページに移ります。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費11節需用費37万9,000円。これは修繕料ですけれども、これは教員住宅の修繕でありまして、小学校の校長住宅の給湯器ボイラーの修繕が主なものであります。4目のスクールバス運行管理費13節委託料25万9,000円。これは中学校の土曜授業が8月から実施されておりますけれども、その土曜事業にかかわるスクールバス運行の追加の委託料25万9,000円となります。

10款教育費5項の保健体育費3目の学校給食費。このたび、12節役務費で4万1,000円、13節委託料3万6,000円、18節備品購入費32万9,000円を計上しております。実は、御存じのとおり給食センターはことしの4月から稼働しておりますけれども、当初予算と4月から実際に稼働した実績ベースとの乖離が若干出てきているという状況がございます。したがって、今回の補正については必要最低限にしまして、12月段階において予算等、4月から11月ぐらゐの実績を見込んで、その精査をして、12月にはまた補正予算をお願いする必要があるかと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。したがって、12節の4万1,000円、通信運搬費1万5,000円

は、電話料が予算より不足が見込まれるということであります。それから、保険料で建物災害保険2万6,000円、これは予算の不足が生じるということでございます。

それから、13節委託料3万6,000円。施設設備保守管理ですが、これは当初予算の計上漏れでありまして、受水槽のタンクの清掃ですが、1年に1回清掃するのが義務化されておりますので、その経費となります。

18節備品購入費32万9,000円。これは管理用備品であります、給食センター周りの、建物の周りの除雪機、手押し式の除雪機を購入をしたいということであります。

それから、14ページは特別職の報酬に係る給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、歳入の5ページにお戻りください。

1、歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額で21億6,292万6,000円の計上であります。この既定額につきましては、普通地方交付税で19億8,292万6,000円と、特別地方交付税1億8,000万円を計上しておりましたが、このたび、普通交付税で712万円の減額となります。したがって、補正後の額21億5,580万6,000円の内訳としては、普通交付税が19億7,580万6,000円、それと特別交付税となりますが、今年度、普通交付税が確定しました。新聞で発表されておりますが、普通交付税の額が22億6,048万3,000円であります。したがって、補正後の額との普通交付税の差し引き額2億8,467万7,000円を現在留保していることとなります。

それから、12款使用料及び手数料2項手数料1目の総務手数料1節総務手数料8万9,000円。ICカード交付手数料であります。これは、先ほどの議案で手数料条例の一部を改正する条例が可決されたところでありますが、通知カードの再発行手数料500円の130件分、6万5,000円。それから、個人番号カードの再発行手数料800円の30件分、2万4,000円の内訳となります。

それから、13款国庫支出金3項委託金2目の民生費委託金1節の児童福祉費委託金3,000円。これは、歳出でも説明しましたが、児童扶養手当、特別児童扶養手当に係る事務委託金、1人から3名ということで、2名増になりましたのでその補正分3,000円です。

14款道支出金2項道補助金4目の商工費補助金3節の地域ふれあいプレミアム付き商品券発行促進事業補助金87万3,000円であります。これは、先ほど商工費で説明した飲食店に限定したプレミアム商品券に係る補助金となります。300セット分、その1万円の25%ですから、75万円と事務費が12万3,000円となります。

6ページ、14款道支出金3項委託金1目の総務費委託金4節の統計調査費委託金4万5,000円の減額。これは、歳出でも説明しましたが、国勢調査にかかわる予算の減額4万5,000円と同額となります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金1節の総務費寄附金、ふるさと整備資金、寄附1件5万円です。それから、2節の民生費寄附金1万円。地域福祉資金ということで、寄附1件分です。

それから、19款諸収入3項貸付金元利収入1目の家畜導入貸付金収入1節の家畜導入貸付金収入763万4,000円。これは、優良家畜導入貸付金償還金でありまして、先ほど説明したとおり、繰り上げ償還37頭分1,008万6,000円と約定償還の確定見込みによる減額245万2,000円の差し引き額となります。

次、7ページになります。

19款諸収入5項雑入3目雑入6節雑入、市町村振興協会助成金200万円ですが、今年度開催される、まず一つは開催された第7回の観光協会主催による、りくべつ鉄道まつり花火大会100万円に係る財源となります。それから、来年2月に開催される第36回しばれフェスティバルの100万円。これは、運営費補助金の財源となります。合わせて200万円であります。それから、介護給付費負担金等精算返還金161万1,000円。これにつきましては26年度の精算に伴う介護保険事業勘定特別会計からの返還金となります。介護給付費分が59万4,887円、介護給付費にかかる事務費分が94万5,046円、地域支援事業分が7万1,043円であります。

それから、4目過年度収入2節の障害者福祉費等負担金過年度収入120万5,000円。これは平成26年度の精算に伴う、26年度の不足分に係る27年度の負担金の収入となります。障害者医療給付国庫負担分で51万791円、同じく障害者医療給付費で北海道分が42万2,265円、自立支援給付費、北海道の負担分が25万9,783円、障害児施設措置費が国から1万2,765円、合わせて120万5,604円となります。

20款町債1項町債4目の臨時財政対策債1節の臨時財政対策債1,573万8,000円の追加であります。今年度、臨時財政対策債が確定したことに伴う、当初は1億2,200万円で見えておりましたが、確定額が1億3,773万8,000円であるため、その差し引き1,573万8,000円を補正するものであります。

それでは、4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債補正であります。これは変更でありますけれども、起債の目的、臨時財政対策債。補正前の限度額が1億2,200万円、補正後の限度額が1億3,773万8,000円ということで、ただいま説明しました1,573万8,000円の増となります。

以上が、議案第66号の説明となります。

次、議案第67号の説明に移ります。

議案第67号平成27年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

歳出、5ページであります。

2、歳出。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金23節償還金利子及び割引料90万6,000円。国庫補助金等返還金でありますけれども、平成26年度の退職医療給付費の確定に伴う支払基金への返還金となります。

それでは、歳入、4ページにお戻りください。

歳入、4ページであります。

9款繰越金1項繰越金1目の繰越金1節の前年度繰越金、歳出の90万6,000円については、自己財源の繰越金を充てて収支を図ったという内容であります。

以上で議案第67号の説明を終わります。次、議案第68号の説明に移ります。

議案第68号平成27年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出であります。

3款事業費1項下水道整備費1目の下水道建設費13節委託料190万8,000円、実施設計分。これは28年度分の実実施設計となります。内容としては、陸別町の浄化センターの長寿命化計画に基づく27年度から31年度までの浄化センターの機器の更新に係る事業でありまして、今説明した実施設計費190万8,000円は、28年度実施にかかわる分。それから、15節の工事請負費5,191万6,000円の減額。下水道工事、機器更新に係る減額でありまして、ちょっと減額幅が大きいのですが、当初予算と実施設計に係る減額及び入札執行に係る執行残額、合わせて5,191万6,000円の減額となります。

以上で歳出を終わります。歳入、5ページをお開きください。

1、歳入。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目の下水道事業補助金1節の下水道事業補助金。特定環境保全公共下水道事業補助金2,760万円の減額。これは、歳出の事業費確定見込みによる減額となります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金1節の一般会計繰入金、財政対策分で136万5,000円の減額。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目の繰越金 1 節の前年度繰越金 1 5 5 万 7, 0 0 0 円。2 0 5 万 7, 0 0 0 円で全額計上となります。

6 款町債 1 項町債 1 目の下水道事業債 1 節下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業 2, 2 6 0 万円の減額ですが、これは 4 ページにも出てきますけれども、事業費確定見込みに伴う、内訳としては、過疎債が 1, 1 3 0 万円の減額、下水道事業債も同額の 1, 1 3 0 万円の減額となります。

以上で歳入を終わりました、4 ページにお戻りください。

4 ページ、第 2 表、地方債補正であります。これは変更になります。

起債の目的。

過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業、限度額、補正前が 3, 1 0 0 万円。それから、下水道事業の特定環境保全公共下水道事業が 3, 1 0 0 万円、同額です。これは補正後においては、過疎、下水道とも 1, 9 7 0 万円の限度額となります。それぞれ 1, 1 3 0 万円ずつの減額、合わせて 2, 2 9 0 万円の減額となります。利率については、ここに記載のとおりであります。

以上で議案第 6 8 号の説明を終わりました、次に、議案第 6 9 号の説明に移ります。

議案第 6 9 号平成 2 7 年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

6 ページ、歳出になります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 9 節旅費、普通旅費 6 万 6, 0 0 0 円。それから、1 9 節の負担金補助及び交付金のうち、会議費負担金 1 0 万円、この旅費と会議費負担金 1 0 万円は認知症サポート医の養成研修会出席に係る町の診療所の医師二人分の旅費と負担金となります。1 3 節委託料、ソフトウェア保守料 8 万 7, 0 0 0 円。それから、備品購入費 2 0 5 万 2, 0 0 0 円。これの 1 3 節、1 8 節につきましては、来年の 4 月から町で居宅介護支援事業所を立ち上げることになりました。それに伴う介護事業者支援システムを導入する必要があることから、システムソフトウェアの保守料 1 0 月から 3 月までの 6 カ月分、8 万 6, 1 8 9 円。それから、1 8 節のシステム導入一式、パソコン 1 台、プリンター 1 台を含む 2 0 5 万 2, 0 0 0 円となります。1 9 節の北海道自治体情報システム協議会 2 1 万 6, 0 0 0 円。これは、ことしの 8 月から介護保険法等の一部改正がございまして、一定以上の所得者の 2 割負担の導入、もう 1 点が高額介護サービス費の負担限度額の見直しなどに伴いまして、介護保険システムの改修が必要になったためにその改修費用の負担金となります。なお、この 2 分の 1 は歳入で出てきます。

4 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目の介護給付費準備基金積立金 2 5 節積立金 6 8 9 万

1,000円。これは、介護給付費準備基金に積み立てとなります。

次のページ、7ページですが、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目の介護給付費負担金等返還金23節償還金利子及び割引料285万4,000円。国庫補助金等返還金でありまして、これは平成26年度分の介護給付費等の負担金の給付費等の確定に伴う国、道、支払基金、町への返還であります。内訳としては、国に対して40万3,553円、北海道に対して62万8,831円、支払基金に20万9,683円、町に161万1,976円であります。町への返還金としては、先ほど一般会計の雑入で説明をさせていただきました。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページになります。

4ページ、歳入です。

2款国庫支出金2項国庫補助金3目の事業費補助金1節の事業費補助金、システム改修事業補助金10万8,000円。これは先ほど説明しました情報システム協議会の21万6,000円の負担金の2分の1分となります。

それから、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費交付金2節の過年度分6万6,000円、これは26年の確定に伴う追加の交付となります。

それから、6款繰入金1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節事務費繰入金241万3,000円。内訳としては、システム改修分が10万8,000円、介護事業者支援システム分が213万9,480円、認知症サポート医養成研修事業が16万6,000円となります。

5ページ、7款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金967万9,000円の計上であります。

以上で、議案第66号から第69号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第66号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから13ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条地方債の補正について、質疑を行います。

4ページを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第66号平成27年度陸別町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、第2条地方債補正について、質疑を行います。

4ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

◎散会宣告

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時45分